特定医療費(指定難病)受給者証の 更新手続のご案内

お持ちの特定医療費(指定難病)受給者証(以下「受給者証」といいます。)は、まもなく有効期間が終了します。引き続き交付を希望される場合は、更新手続(申請書類の提出)が必要です。

	目次】	ページ
1	申請窓口	1
2	申請受付期間	1
3	審査の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2~3
4	手続に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	各種必要書類について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4~17
6	「軽症かつ高額」又は「高額かつ長期」について ・・・・・・・・	18~21

ご不明な点がございましたら、以下のいずれかへお問合せください。

【問合せ先】

- ① お住まいの区市町村担当窓口 (別紙:【難病·肝炎医療券の手続窓口一覧】参照)
- ② 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課 (本申請に関すること) 03-5320-4004
- ③ 東京都保健医療局ホームページ 以下のURLをご参照いただくか、「東京都 難病」又は「東京都 難病医療費助成制 度」で検索してください。
 - ・ 申請手続について https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal
 - https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/shinsei.html
 - ・指定医一覧について https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/shiteii/ichiran.html
 - ・「軽症かつ高額」について https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal /seido/keisyokogaku.html
 - ・「高額かつ長期」について https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal /seido/kogakuchoki.html









1 申請窓口

お住まいの区市町村の窓口(同封の「難病・肝炎医療券の手続窓口一覧」をご覧ください。)へ申請書類を提出してください。

また、区市町村によっては、郵送による受付を行っている場合もあります。詳しくは、お住まいの区市町村の窓口にご相談ください。

2 申請受付期間

受付期間は受給者証の有効期限ごとに異なります。お間違えのないようご確認ください。

受給者証の有効期限	受付開始日	受付期限※
令和8年4月30日	令和7年12月1日(月曜日)	令和8年1月30日(金曜日)
令和8年5月31日	令和8年1月5日(月曜日)	令和8年2月27日(金曜日)
令和8年6月30日	令和8年2月2日(月曜日)	令和8年3月31日(火曜日)

【※受付期限について】

- ・受付期限までに申請を行った方には、現在の受給者証の有効期限が切れる前に新しい 受給者証をお送りする予定です(ただし、提出書類に不備等があった場合は、受給者証の 有効期限が切れる前に新しい受給者証をお送りできないことがあります。)。
- ・現在お持ちの受給者証に記載されている有効期限までに申請が受付された場合は、新しい受給者証の有効期間は、お手持ちの受給者証の有効期限の翌日からとなります。受給者証がお手元に届くまでの間は、受診等の際に医療費等をいったん立て替えていただき、受給者証が届いた後に払い戻しの請求手続をしていただくこととなります。
- ・上記の受付期限を過ぎた後でも、申請は可能です。ただし、申請から受給者証の発行まで、通常3か月程度かかりますので、現在の受給者証の有効期限が切れる前に、お手元に新しい受給者証が届かない可能性が高くなります。引き続き交付をご希望される場合は、遅くとも、現在の受給者証の有効期限までに、申請手続をするようにお願いいたします。

【受給者証の有効期限を過ぎてから申請をする場合】

難病法改正に伴い、令和5年10月1日より、医療費助成の開始日を申請日より前の診断日等に前倒しできるようになりました。(ただし、更新申請においては、受給者証の有効期限を過ぎてから申請をする場合で希望がある方のみが対象となります。制度の詳細は、下記の※「医療費助成開始日の前倒しについて」をご参照ください。)

受給者証の有効期限を過ぎてから更新申請をする場合は、更新申請書の『医療費助成の開始日について』欄のご記入をお願いします(5ページの記入例をご参照ください。)。

※「医療費助成開始日の前倒しについて」

難病法改正に伴い、医療費助成の開始時期が、申請日から、「重症度分類を満たしていることを診

断した日」等へ前倒しが可能となりました。

なお、軽症かつ高額の対象者(詳細は18ページ参照)については、軽症かつ高額の基準を満たした日の翌日が医療費助成の開始時期となります(この場合は、軽症高額の基準を満たした日を確認できる書類(自己負担上限額管理票、医療費申告書、領収書等の写し)の提出が必要です。)。

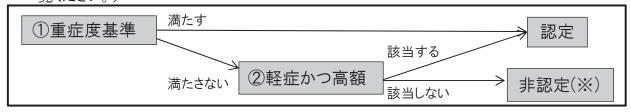
申請日からの前倒し期間は原則として1か月とし、指定医が診断書の作成に期間を要した場合や入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から1か月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長3か月となります。

- ・医療費助成開始日の前倒しを希望される場合、審査の結果によっては、診断年月日の確認のため、別途、照会させていただく場合があります。このため、新しい受給者証の発行までに時間がかかる可能性がありますので、助成開始時期の前倒しを希望する場合は、その旨ご了承ください。
- ・受給者証の有効期限から6か月を経過する日までは、更新手続が可能です。これを過ぎると新規申請として手続をする必要がありますのでご注意ください。

3 審査の流れ

医療費助成の更新申請では、以下の①又は②のいずれかに該当するかを審査します。 いずれにも該当しない場合は非認定(※)になります。

- ① 臨床調査個人票の重症度基準(症状の程度の基準)を満たしている
- ② 更新申請する月を含めた過去12か月以内に、申請した難病に係る医療費等総額が33,330円を超える月が3か月以上ある(=「軽症かつ高額」、詳しくは18ページをご覧ください。)



【※非認定になった場合】

東京都から非認定通知書を交付した日以降に、再申請の手続を行うことができます(原則として、非認定通知書の交付日から1年を経過する月の末日まで)。

再申請の際には、臨床調査個人票に代えて、次の書類が必要となります。

- ・非認定通知書の写し
- ・「軽症かつ高額」の基準を満たすことが確認できる書類

非認定通知書の交付には時間を要するため、交付を待たず(今回の更新申請を取り下げた場合)、<u>改めて更新申請をされる場合は、臨床調査個人票が必要</u>となります。再度、更新申請をご検討の際は、手続方法が異なりますので、東京都又はお住まいの区市町村窓口にご相談ください。

更新申請の時点で「軽症かつ高額」の基準を満たさないことが明らかな場合には、更新申請書には『「軽症かつ高額」に該当しない。』にチェックをお願いします(4ページの記入例をご参照ください。)。チェックがある場合、東京都から非認定通知書を速やかに交付することができるため、再申請の手続を速やかに行っていただくことが可能となります。

4 手続に必要な書類

○ 各書類の記入方法など、詳しくは該当のページをご覧ください。

【全ての方が提出する書類】(①~③)

書類名	記入方法等
①特定医療費支給認定申請書(同封の書類)	4~5ページ
②臨床調査個人票(同封の書類)	6ページ
③個人番号に係る調書(同封の書類)	6~9ページ

【該当する方のみ提出する書類】(④~⑬)

書類名	対象者·記入方法等
④ 住民票	10ページ
⑤ 医療保険情報に関する写し	10~11ページ
⑥ 保険者からの情報提供にかかる同意書 (同封の書類)	11ページ
⑦ 世帯の所得を確認するための書類	11~13ページ
⑧ 公的年金等の収入等に係る申出書 (同封の書類)	13~15ページ
⑨ 生活保護受給証明書	16ページ
⑩ 指定難病に係る医療費等の総額が確認できる書類	16ページ
① 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し (申請日時点で有効なもの)	16ページ
① 世帯員の特定医療費(指定難病)受給者証の写し (申請日時点で有効なもの)	16ページ
③ 委任状 (同封の書類)	16~17ページ

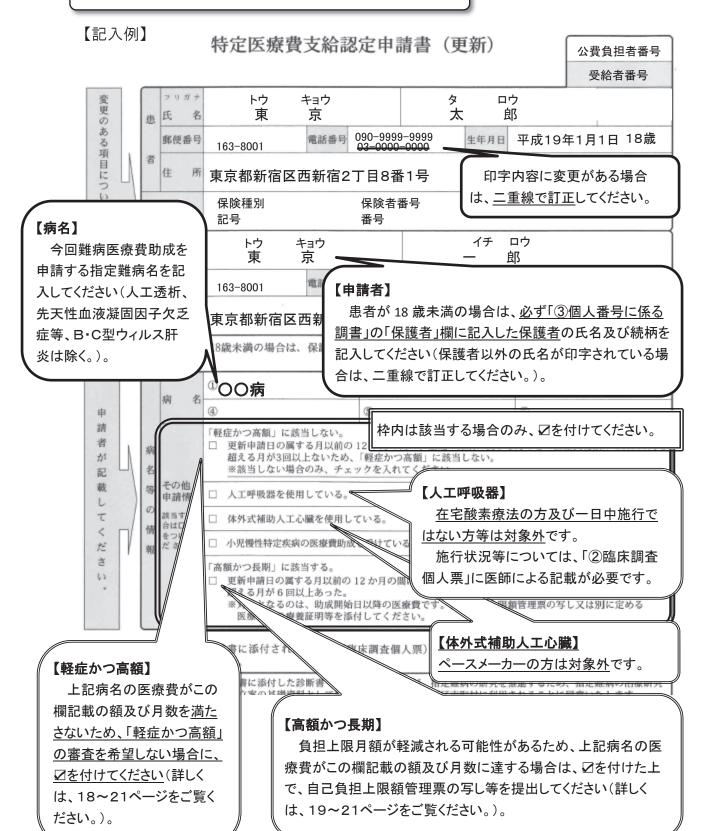
【確認のため窓口で提示する物】(個~⑥)

書類名	具体例等
⑭ 身元確認に必要な物	17ページ
⑤ 個人番号の確認に必要な物	17ページ
16 法定代理人であることを証明する書類	17ページ

5 各種必要書類について

【全ての方が提出する書類】

① 特定医療費支給認定申請書(同封の書類)



記入例・左頁の続きから

当している

申請しない又は交付済の場合は□に印をつけてください。いずれにもチェックがない場合は、「申請する」とみなします。 ※登録者証の交付は、原則「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」に基 □ 申請しない □ 交付済 づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携(以下「マイナンバー情報連携」という。)により行われます。ただし、マイ ナンバー情報連携を活用できない状況にある場合は、別途「登録者証書面交付申請」を行うことで、書面の登録者証が交付され<u>ます</u> 登録者証を申請しない又は交付済みの場合は、該当箇所にチェックをつけてください。 住民票上の世帯が同一であっても、患者と医療 保険が異なる方については記載しないでください。 患者と医療保険上の同一世帯 また、住民票上は別世帯であっても同じ医療保険 に難病医療費助成を受給している に加入している方は記載してください。 方がいる場合に記載してください (人工透析、先天性血液凝固因子 東京 花子 氏 名 「患者と同じ医療保険に加入して 欠乏症等、B·Cウィルス肝炎助成 いる者 東京 一郎 氏名 ※医療保険の種類が、協会、船員、 等その他制度は対象外です。)。 日雇、組合又は共済の場合は、 被保険者のみ記載してください。 氏 名 関 生年月日 フリガナ 年. 月 Н す 難病の医療費助成を る 受けている者 上記の者の 氏 名 情 うち右に該 患者と医療保険上の同一世帯に小児慢性特 報

↑患者と同じ医療保険に加入している者で該当しているものを全員記載してください。

定疾病の医療費助成を受給している方がいる場

合に記載してください。

以下の欄は、受給者証の有効期限を過ぎてから申請する場合に御記入ください。 (受給者証の有効期限内に申請する場合は記載不要です。)

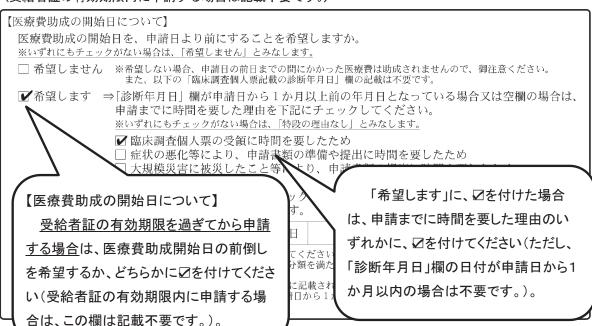
フリガナ

氏 名

小児慢性特定疾病の

医療費助成を受けて

いる者



② 臨床調査個人票(同封の書類)

- <u>指定医(難病指定医又は協力難病指定医。以下同じ。)に作成してもらってください。</u> 主治医の先生が指定医かどうかは先生に直接お尋ねいただくか、東京都保健医療局の ホームページ(URLは表紙に記載)から確認してください。
- 病名によっては、臨床調査個人票が複数ある場合があります。主治医に相談し、該当の書類のみ、ご提出ください。
- 臨床調査個人票は**原本**を提出してください。

【記入例】





③ 個人番号に係る調書(同封の書類)

難病医療費助成制度では、個人番号(マイナンバー)の利用が法及び条例により定められており、個人番号に係る調書(以下「調書」という。)は、原則として全員の方に提出をお願いしております。調書のマイナンバーを利用して自治体間等で連携して得た情報に基づき自己負担額の設定に利用します(これを「情報連携」といいます)。ただし、情報連携を希望されない場合は、調書の提出がなくても、更新手続は可能です。

情報連携を希望される方は、<u>調書に必要な方全員のマイナンバーをご記入</u>いただくことで、 住民票及び住民税(非)課税証明書*等の提出を省略することができます(ただし調書に不備が ある場合は、後日改めて書類の提出が必要になりますので、ご了承ください。)。

- ※ 以下の方は、区市町村窓口にて情報連携を希望し、調書をご提出いただいても住民税(非)課税証明 書の添付は省略できません。必ず証明書の原本の提出が必要です。
 - ・ 国民健康保険組合に加入されている方 (例外あり。12 ページの(注3)をご参照ください。)
 - ・ 被用者保険(会社の医療保険等)に加入されている方で、被保険者が区市町村民税非課税の方

【個人番号等の記入が必要な方:患者本人及び保護者(患者が18歳未満の場合のみ)は必須】

- ○情報連携により、住民票及び住民税(非)課税証明書等の提出を省略する場合
- ⇒ 患者本人に加えて、加入する医療保険の種類ごとに、必要な方全員の個人番号等を記入してください。医療保険の種類ごとに、個人番号等が必要な方(図の網掛けされている方)が異なりますので、下の図を参考にご記入ください。
- ○情報連携を希望しない場合(住民票及び住民税(非)課税証明書等は省略できません。)
- ⇒ 患者本人及び保護者(患者が18歳未満の場合のみ)の個人番号等を記入してください。
 - 会社の医療保険などの被用者保険(※) <u>患者本人及び医療保険情報に「被保険者」と記載されている方</u>の個人番号等を記入 してください。
 - (※) 具体例:健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、船員保険、日雇保険<例:患者本人が配偶者の被用者保険の被扶養者で、子も同一保険の場合>



- 国民健康保険、国民健康保険組合又は後期高齢者医療制度 <u>患者と同じ医療保険に加入している、患者と同じ住民票上の世帯全員(注)</u>の個人番 号等を記入してください。
- (注)「国民健康保険組合」の場合、医療保険上の同一世帯の方については、住民票が別であっても、 記載してください。ただし、12 ページの(注3)に該当しない場合、情報連携による書類提出の省 略はできません。
- < 例: 患者本人が国民健康保険に加入しており、同じ住民票上にいる配偶者と子も国民 健康保険に加入している場合>

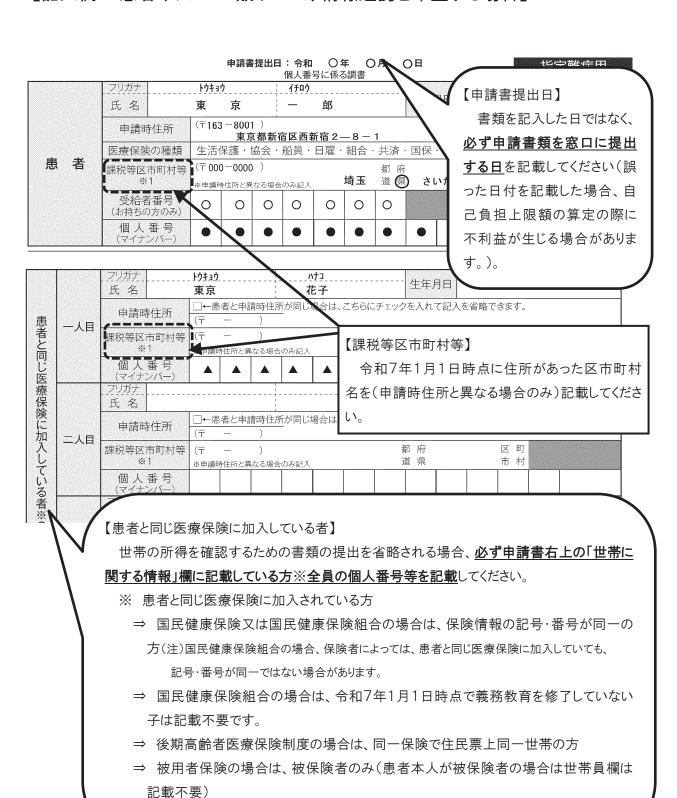


- (※) 令和7年1月1日時点で義務教育を修了していない子の個人番号等は不要です。
 - * 国民健康保険でマル学又はマル遠の方(修学等の理由により、区市外に転出し、住民票を移したが、特例として引き続き同じ医療保険に加入している方)は、住民票上別の世帯でも同じ医療保険に加入している方(同じ記号・番号の方)全員の個人番号等を記入してください。
- 生活保護受給者(被用者保険加入者は除く。) 患者本人及び保護者(患者が18歳未満の場合)の個人番号等を記入してください。

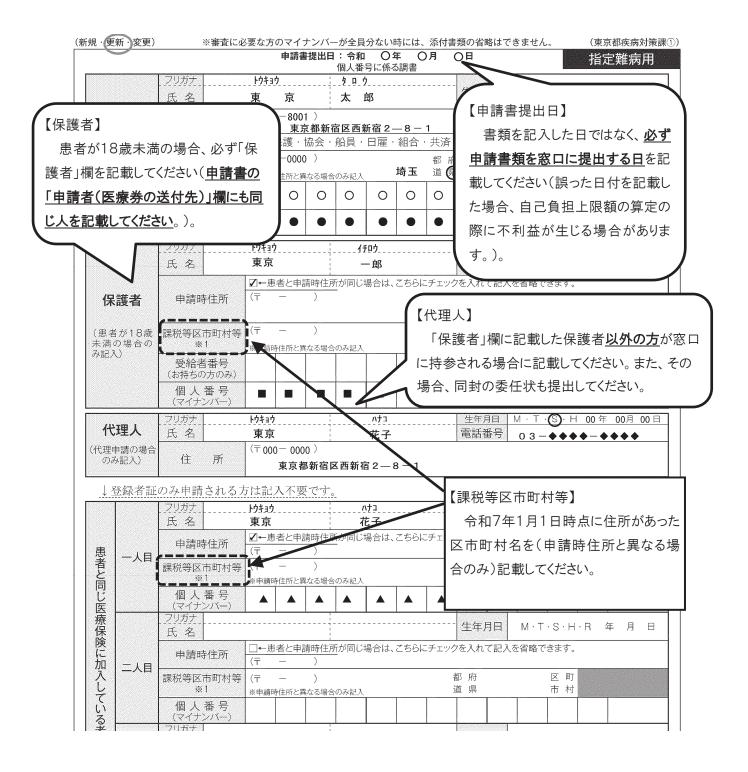
* なお、個人番号の調書に記載が必要な方の中に、令和7年1月1日時点で国外に滞在していた方がいる場合、その方も含めて必要な方全員分の個人番号等を記入してください。

また、該当の方については、令和7年1月1日時点で国内に在住していなかったことが確認できる書類の 提出が別途必要になります(詳しくは、13ページをご覧ください。)。

【記入例1: 患者本人が18歳以上で、情報連携を希望する場合】



【記入例2: 患者本人が18歳未満で、情報連携を希望する場合】



【該当する方のみ提出する書類】

④ 住民票

- <u>以下のア又はイに該当する方</u>は提出してください。 なお、生活保護を受けている方は提出不要です。
 - ア 国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療制度のいずれかに加入している。
 - イ 被用者保険(会社の医療保険等)に加入しており、住所又は氏名に変更がある。
- * 「③個人番号に係る調書」により情報連携を希望する場合は、住民票の提出を省略できます(ただし、氏名変更は情報連携の対象外であるため、住民票等の省略はできません。)。また、情報連携を希望した場合でも調書の記載等に不備がある場合(世帯員の方の記載が不足している場合など。詳しくは6~9ページをご覧ください。)、後日改めて住民票をご提出いただく必要があります。
- 提出する住民票は以下の要件を満たすものとしてください。
 - 発行日から3か月以内のもの
 - ・ <u>患者(又は保護者)及び当該患者と同一世帯の方全員</u>が記載されており、続柄の記載があるもの
 - ・ マイナンバーの記載がないもの
- 住所や氏名に変更があり、現在お持ちの<u>受給者証の有効期間内から</u>受給者証の記載内容の変更を希望される場合は、<u>更新申請とは別に、変更届の提出が必要となりますので、速やかにお住まいの</u>区市町村の窓口にて手続きをしてください。

⑤ 医療保険情報に関する写し

- 難病医療費助成制度の負担上限月額は、患者と同じ医療保険に加入する人で構成される世帯の保険料算定対象者(支給認定基準世帯員)の住民税(区市町村民税)額により算定されるため、申請時に現在加入している医療保険の情報について確認しています。
- 「医療保険情報」とは、健康保険証(12月1日申請分まで(申請時点で期限が有効なもの))、資格確認書及びマイナポータルから保険情報を印字したもので、次のすべての事項が表示されているものを指します。

記号·番号·枝番、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、負担割合、被保険者氏名(世帯主氏名)、本人·家族の別、保険者等番号、保険者名

マイナンバーの情報連携による保険情報の取り込みについては、現在システム改修中です。情報連携が可能になりましたら、あらためてお示しいたします。

○ <u>医療保険に加入している患者様は必ず</u>提出してください。また、加入している医療保険等により、本人以外の方の医療保険情報の写しが必要になる場合があります。<u>医療保険情報の</u>写しが必要な方は次表のとおりです。必要な方の分をあわせて申請時にご提出ください。

患者が加入している医療保険	提出する医療保険情報の写し
被用者保険(会社の医療保険など)	○ 患者本人○ 被保険者(患者が被扶養者で、患者の保険証で被保険者が明らかでない場合のみ)* 患者本人の現住所の記載部分も添付してください(裏面に記載がある場合は、裏面の写しもご提出ください。)。
国民健康保険	○ 患者本人
国民健康保険組合※	○ 患者と同じ医療保険に加入している方(<u>同</u> <u>じ記号・番号の方</u>)全員
後期高齢者医療制度	○ 患者本人○ 患者と同じ住民票上の世帯に属し、患者と同じ医療保険に加入している方全員

- ※ 「国民健康保険組合」の場合、保険者によっては、患者と同じ医療保険に加入していても、記号・番号が同一ではない場合があります(同一でない方の分は提出不要です。)。
- なお、加入する医療保険の内容が変わった場合は、更新申請とは別に、速やかに変更の手続を行ってく ださい(手続に必要な書類は、お住まいの区市町村の窓口にお尋ねください。)。

⑥ 保険者からの情報提供に係る同意書(同封の書類)

- 特定医療費(指定難病)受給者証には、医療保険制度における適用区分(※)を記載しています。適用区分を確認するには、加入している医療保険の保険者から情報提供を受ける必要があるため、更新申請時に「保険者からの情報提供にかかる同意書」を提出していただく場合があります。
 - ※「適用区分」とは、難病の医療費助成に当たって、東京都と医療保険の保険者がそれぞれどの金額まで負担するかを決める区分であり、医療機関が医療費を請求する際に必要となる情報です。
- 提出が必要な方は、以下のいずれかに該当する方です。
 - ア 国民健康保険組合に加入している方
 - イ **国民健康保険**に加入している方で、保険者番号、記号、番号のいずれかに変更があった方
 - ウ **国民健康保険**に加入している方で、受給者証の有効期限を過ぎてから更新申請する 方(例:有効期限が令和8年1月31日で、令和8年2月1日以降に申請)
 - エ 国民健康保険以外の医療保険から、国民健康保険に変更になった方

⑦ 世帯の所得を確認するための書類

加入する医療保険等により必要な書類が異なります。次ページの表に従ってご提出ください。 (生活保護を受け、医療保険等に加入していない方は提出不要です。)

なお、「③個人番号に係る調書」を提出し、マイナンバー制度を利用した情報連携を希望する場合(※1)や、階層区分が「上位所得」(区市町村民税の所得割額が25.1万円以上)と

なることが明らかな場合で、その旨の承諾をいただいた場合(※2)は、表の書類の提出を省略できます(ただし、下記の表で「原本」が必要な方については、省略できません。)。

- (※1) 情報連携を希望した場合でも「**③個人番号に係る調書**」の記載等に不備がある場合(世帯員の方の記載が不足している場合など。詳しくは6~9ページをご覧ください。)、後日改めて所得を証明する書類をご提出いただく必要があります。
- (※2) 該当の方は受付窓口でお申し出ください。

患者が加入する医療保険	所得の証明書類が必要な方	提出する書類
被用者保険 (会社の医療保険など)	○ 被保険者○ 患者本人(<u>患者が被扶養</u> 者で、かつ、被保険者が非課 税の場合のみ)	○ 被保険者が住民税 <u>課税</u> 者 の場合は、下記の1~3のいずれか(被保険者分のみ) ○ 被保険者が住民税 <u>非課税</u> の場合は、下記の1の原本
国民健康保険	○ 患者本人 ○ 患者と同じ医療保険に加入し	下記の1~3のいずれか(注2)
国民健康保険組合	ている方(<u>同じ記号·番号の方</u>) 全員(注1)	<u>下記の1の原本(注3)</u>
後期高齢者医療制度	○ 患者本人 ○ 患者と同じ住民票上の世帯 に属し、患者と同じ医療保険に 加入している方全員	下記の1~3のいずれか

【上記表により提出する書類】

- 1 住民税課税(非課税)証明書(令和7年度分)
- 2 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書の写し(令和7年度分)
- 3 住民税の税額決定通知書(普通徴収の方)の写し(令和7年度分)
- (注1) 「国民健康保険組合」の場合、保険者によっては、患者と同じ医療保険に加入していても、記号・番号が同一ではない場合があります(同一でない方の分は提出不要です。)。
- (注2) 令和7年1月1日時点で義務教育を修了していない子については課税(非課税)証明書の添付は不要です(国民健康保険組合の場合は、原則、義務教育を修了していない子の証明書類の原本も必要です。)。
- (注3)令和7年6月に、東京都保健医療局疾病対策課難病認定担当から国民健康保険組合に加入されている皆様方へ上記1の原本の提出依頼を行っており、すでに東京都へご提出済みの場合のみ、原本ではなく、写しでも結構です。この場合、令和7年1月1日時点で義務教育を修了していない子については、課税(非課税)証明書の「写し」の添付は不要です。

【各階層区分の基準と区分ごとの負担上限月額】

(単位:円)

ル屋 ロハ			ńл	高額かつ	人工呼吸器等
階層区分		階層区分の基準	一般	長期(※)	装着者
生活保護	_				0
低所得 I	区市町村民税	本人年収 80.9 万円以下		2,500	
低所得Ⅱ	非課税(世帯)	同 80.9 万円超		5,000	
一般所得 I		区市町村民税(所得割) 7.1 万円未満	10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	区市町村民税	同 7.1 万円以上 25.1 万円未満	20,000	10,000	
上位所得	課税(世帯)	同 25.1 万円以上	30,000	20,000	

※「高額かつ長期」の制度については 19~21ページを参照してください。

保険料算定対象者が国外に滞在していたため、住民税課税額が算定されない場合

保険料算定対象者が令和7年1月1日時点において国外にいたため、住民税課税額が 算定されない場合、次の1~3のいずれかの書類をご用意ください。

- 1 上記の日を含む期間に滞在していた外国名が記載された戸籍の附票
- 2 仕事で駐在していた場合は、上記の日を含む期間に国外に駐在していたことを示す 会社の証明書
- 3 外国籍の方は入国年月日が申請日の課税年度に対応した課税日以降となっている場合は、在留カードの⊐ピーも可

提出された書類で国内に在住していなかったことが確認できる場合、所得区分は「一般所得 I 」(※)で算定されます。確認できる書類が提出されないときは、「上位所得」で算定されます。

※ 国内にも保険料算定対象者がいる際には、その方の住民税課税額に応じて「一般所得 I 」・「一般所得 II」・「一般所得 II」・「上位所得」のいずれかで算定されます。

⑧ 公的年金等の収入等に係る申出書(同封の書類)

- 以下のア又はイに該当する方は提出してください。 なお、生活保護を受けている方は、提出不要です。
 - ア「**③個人番号に係る調書**」を提出して「**⑦世帯の所得を確認するための書類**」の提出の 省略を希望される方
 - イ 支給認定基準世帯員が全て住民税非課税の方
- **支給認定基準世帯員**(患者と同じ医療保険に加入する人で構成される世帯の保険料算 定対象者)がすべて住民税非課税の場合、患者本人(患者が18歳未満の場合はその保護 者)の年収が80.9万円以下か80.9万円超かで負担上限月額が変わります。

- 所得階層の算定のため、同封の「**②公的年金等の収入等に係る申出書**」に、**患者本人** (患者が18歳未満の場合はその保護者)の収入等について、該当する項目をチェックの上、 提出してください(15ページの記入例をご参照ください。)。
- <u>申出書に示す各収入がある(申出書の「2」にチェックした)場合は、その収入金額を証明</u> **する書類も併せて提出**してください(証明書類は、次頁を参照。)。

なお、各収入を合計して80.9万円超であることが明らかな場合は、申出書の「3」にチェックし、収入金額を証明する書類の提出を省略することができます。

*「公的年金等の収入等に係る申出書」の提出がなく収入額が不明な場合、又は申出書の「2」にチェックしても申出書に記載の収入額を証明する書類の提出がない場合は、支給認定基準世帯員が全て住民税非課税であれば「低所得Ⅱ」で算定されることがあります。あらかじめご了承ください。

内容	証明書類(注1~4)
障害年金	
遺族年金	年金振込通知書、年金支払通知書、年金額改定通
寡婦年金	知書又は年金決定通知書·支給額変更通知書 (それぞれ写しで可)
特別障害給付金	
労災保険による障害補償に関する給付	労働基準監督署又は障害補償給付を決定する機関 の証明書、支給決定通知書の写し(金額が記載され ているもの)
特別児童扶養手当、障害福祉手当	手当証書の写し、区市町村からの支給決定額に係る
特別障害者手当	通知書の写し
国民年金法等の一部を改正する法律 (昭 60.5.1(法律第 34 号))附則第97条 第1項の規定による福祉手当	手当証書の写し、区市町村からの支給決定額に係る 通知書の写し

- (注1) 証明書類は、いずれも、<u>令和6年中(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の収入金</u>額がわかる書類を添付してください。
- (注2) 月単位、隔月単位、年に満たない単位で送付されるものについては、対象期間(令和6年1月1日から同年12月31日まで)内の直近のもののみの添付で足りることとします。ただし、<u>添付する確認書類で対象期間に受給した全ての金額が確認できない場合、確認書類の余白に合計金額を</u>記載してください。
- (注3) 住民税の課税(非課税)証明書、住民税の課税(非課税)決定通知、通帳の写しにより内容が確認できるものについては、それらの書類をもって、証明書類に代えることができます。
- (注4) この表に掲げる証明書類以外で確認できるものがありましたら、お住まいの区市町村担当 窓口へお問い合わせください。

公的年金等の収入等に係る申出書	
この申出書は、患者様の自己負担上限額の階層区分を審査する時に利用します。区市町村	
<u>必ず1、2、3のいずれか1つにチェ</u> いう。)に属する方は、本申出書の提出をお願いしま	
以下「課税者(世帯)」という。) であっても、マイナンバー 報連携により課税証明書等の提出を省略する場合は、申請時に窓口で区市町	
村民 り の 1 ~ 以下の年金等を受給されている場合、該当の年金等にチェックを入れた上で、当 年金等の受給金額が確認できる書類の添付が必要です(詳細は、13~14ページ	
□ 1 非課 参照ください。)。ただし、 <u>課税者(世帯)の場合</u> 又は <u>当該年金等、老齢年金及び合</u> 全て診 <u>得金額の合計が80.9万円を超えている場合</u> は、 <u>3にチェックを入れることで書類の付を省略することができます。</u>	
□ 2 非課 * 受給されているのが老齢年金のみの場合は、2にチェックを入れないでくださし 該当が	·
※ 該当する事項の へれ、当該事項を証明する書類を添付してください。	
□ 特別障害給付金 □ 労災保険による障害補償に関する給付	
□ 障害年金 □ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当	
□ 遺族年金 □ 特別障害者手当	
□ 国民年金法等の一部を改正する法律附則第 9 7 □ 寡婦年金 条第 1 項の規定による福祉手当	
□ 3 以下のア又はイに該当し、階層区分が低所得 I (非課税世帯で患者又はその保護者の公的年金等の収入等が 80.9万円以下)にならないことを了承する。 ア 課税者(世帯)である。 イ 非課税世帯又は課税状況が不明であり、2に掲げる公的年金等の収入等に該当があるが、当該事項を証明する書類の添付を省略する。	
申出者は、 <u>患者本人</u> としてください。ただし、患者本人が18歳	
上記のとおり申し出 未満の場合は、申請書の申請者(医療券の送付先)欄に記載の	
東京都知事 殿 東京都知事 殿 該保険の被保険者である保護者)としてください。	

東京

東京 一郎

(住所)

(氏名)

五匹西新宿2-8-1

⑨ 生活保護受給証明書

患者本人が生活保護を受けている場合、提出してください。ただし、「**③個人番号に係る調** 書」を提出し、マイナンバー制度を利用した情報連携を希望する場合は、提出を省略できます。

- * 情報連携を希望した場合でも「③個人番号に係る調書」の記載(詳しくは6~9ページをご覧ください。)等に不備がある場合、後日改めて生活保護受給証明書をご提出いただく必要があります。
- * 現在お住いの区市町村外で生活保護を受けられている方は、提出を省略できませんので、必ず提出してください。

⑩ 指定難病に係る医療費等の総額が確認できる書類

- 「軽症かつ高額」、「高額かつ長期」を申請する場合は、以下の書類を提出してください。 詳しくは18~21ページをご覧ください。
 - ア 自己負担上限額管理票の写し
 - イ 療養証明書
 - ウ 医療費申告書及び領収書等の写し
 - * アは、同封の「自己負担上限額管理票コピー添付用紙」の後ろにホチキス留めしてご 提出ください。
 - * イ及びウの書類は、お住まいの区市町村の窓口でお受取りになるか、東京都保健医療局のホームページ(URLは表紙に記載)からダウンロードしてください。
 - ① **小児慢性特定疾病医療受給者証の写し**(申請日時点で有効なもの)
- 次の場合、提出してください(<u>イの場合、小児慢性特定疾病医療受給者証と併せて、その</u> 方の医療保険情報の写しも提出してください。)。
 - ア 患者本人が当該制度の医療費助成を受けている場合
 - イ 患者と同じ医療保険上の世帯の方が、当該制度の医療費助成を受けている場合
 - ① 世帯員の特定医療費(指定難病)受給者証の写し(申請日時点で有効なもの)
- 患者と同じ医療保険上の世帯の方が、当該制度の医療費助成を受けている場合に、<u>そ</u> <u>の方の医療保険情報の写し</u>と併せて提出してください。

③ 委任状 (同封の書類)

○ 患者本人(患者本人が18歳未満の場合は「**③個人番号に係る調書**」の「保護者」欄に記載の保護者。)でもその法定代理人でもない方が「**③個人番号に係る調書**」を提出する場合に、提出してください。

【委任状に記載が必要な方】

委任者	患者本人(患者本人が18歳未満の場合は「 ③個人番号に係る 調書」の「保護者」欄に記載した保護者)
受任者(代理人)	実際に申請書類を提出する方

【窓口で提示する物】

- 更新申請の際には、患者本人(患者本人が18歳未満の場合は保護者)の個人番号(マイナンバー)の確認と申請される方の身元確認が義務付けられています。以下の個及び®をお住まいの区市町村の窓口で提示してください。
- 法定代理人(患者本人が18歳未満の場合の保護者を除く。)の方が「**③個人番号に係る** 調書」を提出する場合は、上記の**④**及び**⑤**の書類に加えて以下の**⑥**の書類をお住まいの 区市町村の窓口で提示してください。

(14) 身元確認に必要な物

- 以下のいずれかをご提示ください(コピー不可。原本をご提示ください。)。
 - ア 顔写真が掲載されている官公署が発行した証、又はそれに類するもの

【次の書類のうち、いずれか1つ】

マイナンバーカード、運転免許証(経歴証明書でも可)、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳等

イ 上記(ア)の証明書類の提示が困難な場合

【次の書類のうち、いずれか2つ】

⑤ 個人番号の確認に必要な物

- 以下のいずれかをご提示ください(いずれも患者本人 (患者本人が18歳未満の場合は保護者)のもの)。
 - ア マイナンバーカード
 - イ 通知カード(注:例外あり) ◆
 - ウ 個人番号が記載された住民票の写し
 - エ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

16 法定代理人であることを証明する書類

- 以下のいずれかをご提示ください。
 - ア 戸籍謄本
 - イ 後見に関する登記事項証明書
 - ウ 裁判所が決定した旨が確認できる書類

(注) 転居や改姓等により、令和2年5月25日(=デジタル手続法施行日) 以後に通知カードの記載事項に変更があった方※は、通知カードによる身元確認や個人番号の確認はできません。

※ 転居や改姓等が令和2年5月25 日より前でも、変更手続が令和2年5 月25日以降であれば、通知カードに よる確認はできません。

6 「軽症かつ高額」又は「高額かつ長期」について

「軽症かつ高額」又は「高額かつ長期」を申請する場合は、次によりお手続ください。

(1)「軽症かつ高額」の制度とは

難病医療費助成は、まず、臨床調査個人票の内容について、定められた診断基準及び 重症度基準の両方を満たす方に対し支給認定されます。

しかしながら、適切な服薬等の治療により、症状が重症化せずに抑えられた結果、症状の程度(重症度)が医療費助成の基準を満たさないことがあります。

このような場合において、当該疾病の治療に要した医療費が一定期間に一定額以上生じているときは、医療費助成の支給認定を行い、患者様の負担軽減を図るものが、「軽症かつ高額」の制度です。

(お持ちの受給者証下段の「軽症高額」欄に「○」が記載されている方は、「軽症かつ高額」により支給認定されています。)

高額長期	所得階層	軽症高額	0	同一世帯		
------	------	------	---	------	--	--

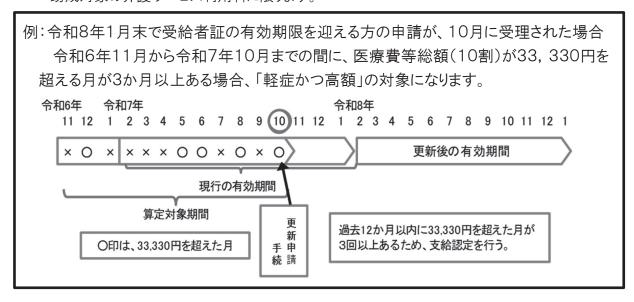
① 対象者

今回の更新手続において提出された臨床調査個人票を審査した結果、症状の程度 (重症度)が医療費助成の基準を満たしていない方

② 認定要件

更新申請する疾病の1か月当たりの医療費又は難病医療費助成対象の介護サービス 利用料の総額(10割)(以下「医療費等総額(10割)」という。)※が33,330円を超えた 月が、当該更新申請受理日の属する月以前の12か月の間に、3か月以上あること。

※ 医療費等総額(10割)は、加入する医療保険又は介護保険が負担する金額も含みます。窓口で支払う自己負担額分では、2割負担であれば1か月当たりおおむね6,670円、1割負担であればおおむね3,330円です。また、支給認定を受けた難病に関する医療費又は難病医療費助成対象の介護サービス利用料に限ります。



(2)「高額かつ長期」の制度とは

難病医療費助成の支給認定を受けた方が、指定医療機関で受ける医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として認定された場合、負担上限月額が軽減される制度です。

(お持ちの受給者証下段の「高額長期」欄に「○」が記載されている方は、「高額かつ長期」の認定がされています。)

高額長期 〇 所得階層 軽症高額 同一世帯	
-----------------------	--

なお、現在「高額かつ長期」の認定を受けていない方で、既に下記「②認定要件」を満たす場合、更新申請とは別に変更申請をご提出いただければ、変更申請を窓口で収受した日の属する月の翌月(申請日が1日の場合は当月)から適用となり、階層区分が「一般所得 I 」、「一般所得 II 」又は「上位所得」の方は、負担上限月額が軽減されます。変更申請は随時受け付けておりますので、該当する場合はお早めにご申請ください。

① 対象者

所得階層区分が「一般所得Ⅰ」、「一般所得Ⅱ」又は「上位所得」の方(下表参照)。 なお、「生活保護」、「低所得Ⅰ」又は「低所得Ⅱ」の方は「高額かつ長期」の申請を行い認定されたとしても、負担上限月額に変更はありません(下表参照)。

(単位:円)

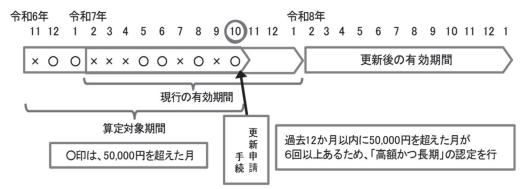
階層区分		階層区分の基準	一般	高額長期	人工呼吸器等装着者
生活保護		_			0
低所得I	区市町村民税	本人年収 80.9 万円以下		2,500	
低所得Ⅱ	非課税(世帯)	同 80.9 万円超		5,000	
一般所得Ⅰ	 区市町村民税	区市町村民税(所得割) 7.1 万円未満	10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	課税(世帯)	同 7.1 万円以上 25.1 万円未満	20,000	10,000	
上位所得		同 25.1 万円以上	30,000	20,000	

② 認定要件

更新申請受理日の属する月以前の12か月※1の間において、支給認定を受けた指定 難病の1か月当たりの**医療費等総額(10割)**※2 が**50,000円を超えた月**が**6か月以上** あること。

- ※1 難病医療費助成の支給認定を受けた日以後に限ります。
- ※2 医療費等総額(10割)は、加入する医療保険又は介護保険が負担する金額も含みます。窓口で支払う自己負担額分では、2割負担であれば1か月当たりおおむね10,000円、1割負担であればおおむね5,000円です。また、支給認定を受けた難病に関する医療費又は難病医療費助成対象の介護サービス利用料に限ります。

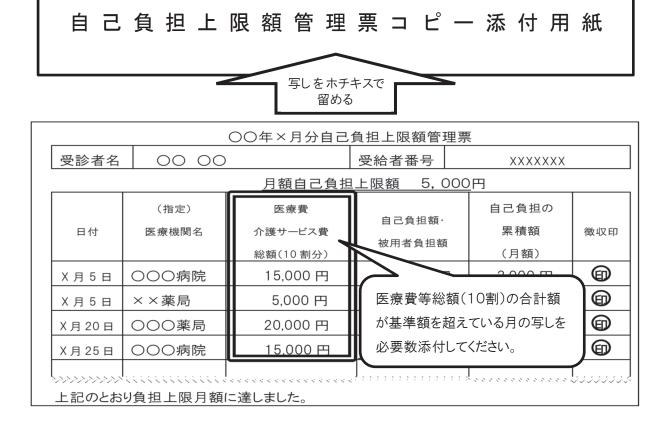
例:令和8年1月末で受給者証の有効期限を迎える方の申請が、10月に受理された場合令和6年11月から令和7年10月までの間に、医療費等総額(10割)が50,000円を超える月が6か月以上ある場合、「高額かつ長期」の対象になります。



なお、現行の有効期間に「高額かつ長期」の適用を受けていない場合に、<u>更新月の前から「高額かつ長期」の適用を受けるには、更新申請とは別に変更申請が必要です</u>(変更申請がない場合、「高額かつ長期」は更新月(この例の場合は、令和8年2月)からの適用になります。)。

(3) 申請に必要な書類

「軽症かつ高額」又は「高額かつ長期」を申請する場合は、<u>自己負担上限額管理票(お持ちの受給者証とともにお使いいただいている橙色A5版冊子のもの)の写しを、同封の「自</u>己負担上限額管理票コピー添付用紙」の後ろにホチキス留めして提出してください。



医療費等総額(10割)が基準額を超えた月があるものの、自己負担上限額管理票に記載されていない場合は、代わりに下記のいずれかの書類を提出することもできます。

- 〇 療養証明書
- 医療費申告書及び領収書等の写し
- * 療養証明書及び医療費申告書は、東京都保健医療局ホームページ(URLは表紙に 記載)からダウンロードするか、区市町村の窓口で入手してください。
- * 療養証明書の療養証明欄は、医療機関に記入を依頼してください(証明にかかる費用は申請者の負担となりますので、あらかじめご確認の上依頼してください。)。ただし、生活保護を受給されている方は、福祉事務所に療養証明書の記入を依頼してください(証明書の費用はかかりません。)。
- * <u>領収書等は、診療点数等により、「申請をされる指定難病についてかかった」医療費</u> 総額が確認できるものに限ります。

また、提出した書類はお返しできませんので、領収書等は必ず写しを提出してください。

負担上限月額を軽減する「高額かつ長期」とは異なり、「軽症かつ高額」は認定・非認定の判断に関わるため、お持ちの自己負担上限額管理票等をご確認いただき、該当する場合は必ず写しをご提出ください。

*「軽症かつ高額」の申請に必要な書類の提出がなく、重症度基準を満たさなかった場合、「軽症かつ高額」の申請をしない旨の意思表示のない方(申請書中段の「軽症かつ高額」欄にチェック (レ点)がない方)については、後日、東京都から「軽症かつ高額」の申請書類一式をお送りします。 その場合、審査結果が出るまでに通常よりもお時間がかかりますのでご留意ください。

~補足~

- (1)本取扱いは、あくまでも東京都の難病等医療費助成制度に係るものです。他制度(難病福祉手当等)の内容については、各制度の実施者(区市町村等)にご確認ください。
- (2)更新申請のご案内は、受給者証の有効期限が切れる4~5か月前に送付しておりますが、 更新申請のご案内が届かない場合であっても、引き続き医療費助成を希望する場合は、更 新手続きが必要となります。ご案内が届かない場合は、お住まいの区市町村窓口に問い合わ せてください。
- (3)「登録者証」の発行について

令和6年4月1日より、国制度の難病患者の方が、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、申請に基づき(6頁上段「登録者証申請」参照)、都道府県等が指定難病にり患していること等を審査の上、「登録者証」を発行することができるようになりました。なお、登録者証は、原則として、マイナンバー連携による交付となりますが、マイナンバー連携を活用できない場合は、書面による交付も可能です。

登録者証の交付は、令和6年10月から開始しています。なお、利用するサービスは各サービス担当にお問い合わせください。

提出前に必ずご確認ください!

★ よくある不備・間違いについて ★

- マイナンバーによる情報連携を希望する方
- ➡ 窓口にお出かけ前に、「身元確認に必要な書類」などをお持ちになりましたか?

チェック項目	~
17ページに記載の【窓口で提示する物】⑭と⑮をお持ちになりましたか?	
(窓口にいらっしゃる方が法定代理人 (患者が 18 歳未満の保護者を除く。) の場合は、	
④、⑤、⑥をお持ちになりましたか?)	

■ 「軽症かつ高額」(医療費等総額が33,330円を超える月が3か月以上)を満たす方

チェック項目	~
医療費等総額が33,330円を超えることがわかる書類(※)を3か月分以上、ご提出	
がありますか?	
※ 上限額管理票のコピーなど。上限額管理票コピーに記載がない場合は、21 ページ	
をご確認ください。	

■ 「高額かつ長期」(医療費等総額が 50,000 円を超える月が 6 か月以上)を申請する方

チェック項目	>
医療費等総額が50,000円を超えることが分かる書類(※)を6か月分以上、ご提出	
がありますか?	
※ 上限額管理票のコピーなど。上限額管理票コピーに記載がない場合は、21ページ	
をご確認ください。	
「特定医療費支給認定申請書」の左半分の下のほうにある、「高額かつ長期」の□にレ	
(チェック) を入れていますか?	

■ 医療保険にご加入の方

チェック項目	~
医療保険情報の写しは、必要な人の分についてもれなく、コピーのご提出がありま	
すか?	
*ご加入の保険ごとに取扱いが異なります。10~11ページをご確認ください。	

提出前に必ずご確認ください!

★ よくある不備・間違いについて ★

- 非課税者(非課税世帯)の方
- マイナンバーによる情報連携を希望する方
- 「公的年金等の収入等に係る申出書」を必ずご提出ください!

チェック項目	~
①「公的年金等の収入等に係る申出書」(記入例は15ページ)のご提出はありますか?	
②「公的年金等の収入等に係る申出書」の左列にある、1,2,3のチェックボック	
スのどれか1つにだけ、チェックが入っていますか?	
* 複数にチェックを入れている場合、書類の再提出が必要になることがあります。	
③ 2 にチェックを入れた場合、受給している年金等にもチェックの上、令和6年1	
月から令和6年12月までの受給金額が分かる書類(具体例は14ページ)を添付し	
ていますか?	
* 添付書類だけでは年間の合計金額が分からない場合、添付書類の余白に合計金	
額を記載してください。	
④ 患者が 18 才以上の場合、用紙の一番下の「氏名」欄に、患者本人の氏名を記載し	
ていますか?	
* 患者本人が 18 歳未満の場合のみ、保護者名を記載してください。保護者名を記	
載するに当たっては、必ず 15 ページの記入例をご参照ください。	

- マイナンバーによる情報連携を希望する方
- 「個人番号に係る調書」を必ずご提出ください! (同封の4枚複写の用紙)

チェック項目	~
下部の「患者と同じ医療保険に加入している者」欄に・・・	
① 「生年月日」は正しく記入されていますか?	
② 患者と住所が同じ場合、「申請時住所」記入欄の口にチェックをつけていますかご)
令和7年1月1日時点で、現住所とは異なる区市町村に住民票があった方は・・・	
③ 「患者」欄・「一人目」欄~「三人目」欄の中段にある、「課税等区市町村等」に	,
令和7年1月1日時点でお住まいの区市町村名を記載していますか?	
患者ご本人が 18 才未満の場合は・・・	
④ 個人番号に係る調書に記載した「保護者」氏名と、「特定医療費支給認定申請書	<u>‡</u>
(更新)」の患者欄の下の「申請者(医療券等の送付先)」氏名は、一致していまっ	-
か?	